

○学際サイエンス・デザイン専門学群に係る学年、学期の期間及び休業日に関する法人細則

〔 令和6年5月30日  
法人細則第22号 〕

学際サイエンス・デザイン専門学群に係る学年、学期の期間及び休業日に関する法人細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号）第5条第2項、第6条第2項及び第7条第4項の規定に基づき、学際サイエンス・デザイン専門学群に係る学年、学期の期間及び休業日に関し必要な事項を定めるものとする。

(学年)

第2条 学際サイエンス・デザイン専門学群の学年は、9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

(学期の期間)

第3条 前条の学年を次の2学期に分けるものとし、それぞれの期間は、次のとおりとする。

- (1) 秋学期 9月1日から翌年1月31日まで
- (2) 春学期 2月1日から8月31日まで

(休業日)

第4条 学際サイエンス・デザイン専門学群の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
  - (2) 土曜日
  - (3) マレーシアの法令又は慣習による祝日
  - (4) 開学記念日 10月1日
  - (5) 冬季休業日
  - (6) 春季休業日
  - (7) 夏季休業日
- 2 前項第5号から第7号までの休業日の始期及び終期は、学際サイエンス・デザイン専門学群長が別に定める。
- 3 前2項の規定にかかわらず、学際サイエンス・デザイン専門学群の学群長は、学際サイエンス・デザイン専門学群教育会議の議を経て、休業日を臨時に変更することができる。
- 4 学際サイエンス・デザイン専門学群の学群長は、前項の変更を行ったときは、遅滞なく学長に報告するものとする。

附 則

この法人細則は、令和6年9月1日から施行する。